

松戸市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学生、大学院生、短期大学生、専修学校生（以下「学生等」という。）である本市消防団員（以下「学生団員」という。）が行う就職活動を支援するため、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め地域社会へ多大なる貢献をしたことを認証することにより学生団員の士気の高揚を図るとともに、学生等の本市消防団への入団を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度による認証の対象となる者（以下「認証対象団員」という。）は在学中に、本市の消防団員として1年（ただし、過去に他の市町村の消防団員として活動した者は、その期間を含む。）以上継続的に消防団活動を行い、任意の1年間に、松戸市消防団条例（昭和26年松戸市条例第47号。以下「条例」という。）第13条第1項に規定する火災等に5回以上出動した者とする。

ただし、消防団長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(申請)

第3条 本制度による認証を希望する認証対象団員は、消防団長に学生消防団活動認証願（様式第1号。以下「認証願」という。）を提出するものとする。

(審査)

第4条 消防団長は、認証願を受理した後、当該認証対象団員の功績について審査し、認証の可否を決定するものとする。

(認証証明書等の交付)

第5条 消防団長は、前条の審査により認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、就職を希望する企業等に提出するための松戸市学生消防団活動認証証明書（様式第2号。以下「認証証明書」という。）を交付するものとする。

なお、認証証明書の必要枚数については、あらかじめ認証願（様式第1号）に記載するものとする。

2 消防団長は、前条の審査により認証しないことを決定した者に対して、学生消防団活動審査決定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）を交付するものとする。

3 前2項の認証証明書及び通知書は、第3条の認証願を受理した日の翌日から

起算して原則10日以内（ただし、松戸市の休日を定める条例（平成元年松戸市条例第23号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）に交付するものとする。

（認証の取消し）

第6条 消防団長は、被認証者が、条例第5条に該当する場合は、認証を取消すことができる。

2 前項により認証を取消した場合、消防団長は、被認証者に対して、学生消防団活動認証取消し通知書（様式第4号）を通知するものとする。

3 認証を取り消された者は、既に交付されている認証証明書を直ちに返還しなければならない。

（事務局）

第7条 本制度の事務を処理するため、事務局を本市消防局消防総務課に置く。

2 事務局は、本制度について広報媒体を活用して、市内の企業等に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

3 事務局は、認証決定等の状況を把握するため、松戸市学生消防団活動認証制度実施記録表（様式第5号）を備え付け、必要事項を記載し、これを常に整理しておかなければならない。

附 則（令和3年7月30日松戸市消防局訓令乙第10号）

この訓令乙は、令和3年8月1日から施行し、平成30年4月1日からの消防団活動を適用する。